

## 第34回 こうさい療育・支援セミナー

基調講演

# 理念の継承とこれからの課題

公益財団法人鉄道弘済会 総合福祉センター 弘済学園

副園長 池田 光伸

## はじめに

当園は財団法人鉄道弘済会(現在は公益財団法人)が、昭和28年(1953年)6月に、千葉県山武郡山武町(現在の山武市)に日向弘済学園として開設した。

今回のセミナーでは、当園の72年の歩みをご紹介する中で、どのように我々の理念が形成され、それをどのように継承してきたのかという点と、その間の理念に基づく様々な支援について述べる。

特に、開設当時は、まだ知的障害児の療育支援の方法論といったものが未熟であった時代である。その時代はすべての支援が手探りで、当園も開設後5年近くは混沌とした状態だった。しかし、当時の24時間、常に寄り添ってお預かりする支援は、共生社会の実現に向けた「共感・共育・共生」という大きな福祉テーマにつながり、そこから我々が現在も掲げている療育支援の基本理念である「能力内自立」と「円満な人格形成」が培われていった。

こうした黎明期から、知的障害や自閉症療育、さらには強度行動障害へのアプローチにおいて、どのように我々が向き合ってきたのかを解説する。また、それに加えて、今回のセミナーのテーマである「生き生きとした日中活動支援」について、その源流と変遷についても経緯を都度、解説する。

本基調講演では、弘済学園の理念の継承について述べたのち、それに続く現在の課題にも触れる。平成24年の児童福祉法の改正以来、障害児に関する支援の方向性が改正の都度整えられてきた。その結果、確かに地域での療育支援の整備は進んでいる。しかし、法的な整備が進む中においても、未だ障害児やその家族を取り巻く環境が、適切に機能していないケースが多くある。このような場合は、養育に難しさを抱き、行き詰っている保護者も多いという現実もある。こうした現状を乗り越えるための一つの方法として、障害児入所施設の活用があるのだが、その利用に際しては、受け入れる施設側にも現実的な課題が生じている。

障害児が施設や福祉事業所を利用するにあたって「1. 福祉ニーズに応えるステージでの課題」「2. 福祉サービスを提供しているステージでの課題」さらには「3. 次のライフステージにつなぐためのステージでの課題」それについて、現在の状況を踏まえて分析し、より良い方向性を考察し、それを共有したい。

これらの内容を弘済学園の歩みに沿って、時代毎に述べる。

## I. 理念の継承

### 1. 黎明期（昭和20年代後半～30年代初頭）

#### ① 弘済学園創設の構想

弘済学園の創設には、近江学園園長の糸賀一雄氏と近江学園の創設にも尽力した日本国有鉄道総裁の

十河信二氏が大きくかかわっている。糸賀一雄氏が掲げた施設づくり構想は一つ目が落穂寮、二つ目が信楽寮、そして三つ目の構想として農業コロニーを目指していたが、農地法の改正で土地の選定に難渋していた。その際、当時鉄道弘済会会長であった十河信二氏が尽力し、千葉県山武町に日本国有鉄道が所有していた保養地に、農業を中心とした職業指導施設を作ることとなった。そこに誕生したのが財団法人鉄道弘済会日向弘済学園である。開設は昭和28年(1953年)6月、定員は49名でスタートした。初代園長は、前年の昭和27年(1952年)に結成された「精神薄弱児育成会」(別名:手をつなぐ親の会)の初代理事長だった花岡忠男氏が就任した。また、近江学園からは園児12名が入園し、職員も1名入職した。当時は支援の軸を農業畜産部においており、日中の支援は5頭の乳牛からの搾乳作業や、野菜や牧草を作る農耕作業が主であった。しかし当時は、社会的に緊急度の高い児童から入所させねばならなかったため、千葉県や東京都から措置された児童は、重度障害児や肢体不自由児、虚弱体質児等、農業に適さない児童が多くいた。そのため、農畜一本体制でスタートしたにもかかわらず、農業のできる園生は半分程度であった。そして、あとの半分の児童には、支援のポイントを踏まえた関わり方に困難を来たしていたため、当時は日常的に「大変な状態」であった。

当時の社会的背景から考えても、農業コロニーという構想は無理を來し始めていたが、全体的には農畜作業重視の体制で進んでいた。そのような体制の中、農畜産部以外の日中支援として、昭和32年(1957年)から町立中学校の分校として施設内特殊学級が認められた。その結果、派遣教員が1名配属され「学習組」ができた。4~5名ずつの編成で、午前2グループ、午後1グループに分けて授業が行われ、今に続く弘済学園の訪問教育が、この時から始まった。しかし、施設内の「大変な状態」の改善には至らず、花岡忠男園長はその年の7月末に退任した。その後は、財団法人鉄道弘済会福祉部長が園長の職務を兼務する形態が、その年度末まで続いた。

園長不在の期間に再び糸賀一雄氏と、昭和31年(1956年)に国有鉄道の総裁に就任していた十河信二氏の二人が、次の園長の人選に動いた。そこで白羽の矢が立ち、弘済学園へ招聘されたのが、徳島県立あさひ学園園長の中村健二氏である。もともと京都での教員時代から田村一二氏との親交があり、その後、近江学園の職員を経て、徳島県立あさひ学園の園長職についていた。

## ② 農業コロニーから、適性支援への転換

中村健二氏は、弘済学園には昭和33年(1958年)4月に園長として着任した。この年に支援体制の全面的な改革を行い、グループ分けも小集団編成とした。つまり、農業コロニーという農業・畜産中心の職業指導体制から、利用者に対する適性支援の体制へ方向転換させた。目標は、過去の問題性を究明し、対象児一人ひとりの能力や適性を把握し、適切な支援を実践すること。つまり適性支援により、各人の能力を最大限に発揮させることに重きを置いた。

また、医療と連携し治療教育を開始することで、同時に重度化対策へのアプローチもスタートさせた。ちなみに、国の重度児対策が明文化されたのは昭和39年(1964年)の施設付設の重度精神薄弱児収容棟設置の通達であり、重度者対策については昭和43年(1968年)の重度精神薄弱者収容棟設置の通達である。そして、国としての対策が出たのがその翌年の昭和44年(1969年)である。当園の重度児への対応は早い時期からの取り組みであった。

## 2. 理念の創成期へ「重度化対策とその体制整備」(昭和30年代前半)

## ① 理念の確立

現在の弘済学園の療育支援における道筋は、中村園長が着任した昭和33年(1958年)からの支援の中で確立された。当時は、利用者と職員は、寝食を共にして24時間支援する時代であり「共感・共育・共生」という大きな福祉理念のもと、愛情をもって子供に寄り添う時代でもあった。しかし、どのように支援すべきかの学問や研究が少なかった時代でもあった。その中にあって、中村園長の着任以来、学園全体で研鑽を進め、そこから「目の前にいる子供たち、一人ひとりに着目し、それぞれの適性支援を考えること」に重きを置く支援が確立された。生活支援の領域と日中支援の領域について、それぞれの評価(アセスメント)の項目を作成した後、各項目の達成度やそのペースを確認し、そこからの考察を基にした支援方法が導入された。つまり「適正な評価による適性支援」の導入である。これらの評価項目自体は、時代に即して変わることもあるが、そこに通じる「適性支援の考え方」という点は、時代が変わっても常に不変である。

そして、これらの「適正な評価による適性支援」を進める上で、常に重要視していたことは「人と比べるのではなく、一人ひとりを絶対評価で評する」という考え方である。中村園長のもとで、こうした実践を繰り返す中から「能力内自立」と「円満な人格形成」という弘済学園の療育支援における基本理念が確立した。以降、この二つの理念は職員のよりどころとなり、これが今も、我々が引き継いでいる二大理念である。

## ② 日中支援の体制整備

日中支援においては、知的障害の重さや特性、そして年齢を考慮してグループを小集団化し「農畜産部」だけではなく「重度養育部」「室内作業部(彫刻部)」「年少学習部」といった近似値集団として編成した。特に重度のメンバーをまとめることで、プログラムの選定や動きのペースへの配慮、楽しみのもち方など、一人ひとりの特性に合わせることができて、とても安定を見せるようになった。

この時期の「重度養育部」の日中プログラムには「薪作り」を導入した。当時の炊事場の燃料は薪と木炭、風呂場は薪と石炭であり、薪の需要は欠かせないものであった。既製品の薪は大きさが決まっていたが、用途に合わせた大きさで薪を作る作業が行われた。毎日行うことで重度の児童も技術を体得し、自信をつけていった。また、皆から「ありがとう」「ごくろうさん」と感謝されることから満足感や喜びを感じとり、自己肯定感の向上にもつながった。この支援の実績は、我々が掲げる療育理念の一つである「能力内自立」にも、大きく役立つ格好の日中支援プログラムであった。

「室内作業部」は中学年齢以下で、比較的中軽度の児童が行っていた。担任の指導員に絵心があり、当初の日中のプログラムは、学校教育で行っている図工などを中心に行っていた。その中で、日用品としての土瓶敷きを彫刻で試作したことが工芸品を生み出すきっかけとなり、より大きな彫刻額作りへと発展した。この図工中心の学習が作業学習の土台となり、彫刻主体の彫刻部となった。特に当時の児童たちは、棟方志功氏の版画集をとても好んでおり、そこから模写した作品が昭和35年(1960年)にジュネーブで開催された特殊教育作品展示会の日本代表の一部にも加えられた。児童たちが大変興味を持ち、そこから作品を作ることで多くの自信をいただいていることを棟方志功氏ご本人にも伝え、その後も数多くの棟方志功氏の作品を作らせてもらうことになった。この彫刻部の作業学習は、その後延々と今日に至っている。

「年少学習部」においては、教育委員会から派遣されていた教員と、当園の職員が副担任となって授業を行っていた。昭和35年(1960年)に派遣されていた教員は専門が体育だったこともあり、その専門分野を生かすべく、年度の途中で体育の専科になることを打診した。当時から子たちの体育の重要性を考慮していたため、この教員には年齢と運動能力を勘案して5段階に分けたメンバー表を作成してもらった。プログラムとしては午前に3グループ、午後に2グループ、正味45分を充當した。当園の体育指導はこの時からスタートした。翌年からは、体育プログラムをカリキュラムに加え、全体が毎日体育の授業を受ける日中支援体制を整

えた。この体制を導入した結果として、運動能力の増進、情緒の安定、肥満への対応だけではなく、目的的に動くことが困難な人たちにとって有効なモチベーションにもなった。

このように、当園でカリキュラムを導入するときの考え方は、毎日行うことを重要視している。そのため体育のような特別プログラムは、専任を配置できてはじめて成立する。また、トランポリンやマットなどの体育を有效地に作用させる備品も当時から導入し、今に至っている。

昭和37年(1962年)には従来のものに加えて「紙工部」と「織物部」を増設し、「農畜産部」は「農業」と「畜産」に分離した。こうすることで、それぞれの適性に応じたグループ分けを細分化した。「紙工部」では、当時豊富に出回っていた新聞の古紙を利用し、細かく切る、練るといった重度の児童が楽しく取り組める作業種でもあり、その題材には、ここでも棟方志功氏の版画集を数多く活用させてもらった。「織物部」は機織り機を主体として、反物の作成を主に進め、できた反物からの作品作りなども併せて進めた。その後、機織り機以外の作業種として、直接、手で行う結び織も導入している。この結び織は、近江学園でも余暇の時間に、サークル活動として年長の女子児童が行っていた実績もあり、比較的取り組みやすい題材でもある。現在の弘済学園の日中プログラムにおいても、織物部が行っていた作業学習を引き継いでいる。障害が中軽度の児童には機織り機を主にクラス編成を行い、色のマッチングが可能な重度の児童には、結び織のクラス編成を行っている。

また、この昭和37年(1962年)には、第1回目となる「弘済学園作品展示会」を開催した。当時、この展示会は兄弟姉妹が中心となり、対象児が男子だけであったので「ぼくにもできる展」というタイトルを名付けた。こうすることにより、知的障害児に対する啓蒙活動の一環としての一面を持たせた。その後、世の中の流れに合わせて「私たちが創る展」となり、今に至る。

このように生き生きと前向きに取り組める日中活動は、一人ひとりの能力を最大限に引き出し、その一人ひとりの自立を実現させる適性支援を進める場となっている。これらの実践の土台となる理念が「能力内自立」である。

### ③ 生活領域の支援の確立

日中プログラムが整うことで重度児が安定してくると、学園全体が落ち着きを見せ始めた。この落ち着きを得たところで生活領域においても、適性支援についての体制整備を行った。まず「現在の生活が本人の育ちに対して、適切に機能しているかどうか」を確認することが重要であり、そのため、評価表(アセスメント表)を作成した。その内容は「生活の躾(しつけ)」に関して、7部門(起床、食事、就床、排泄、履物、入浴、挨拶)を各30項目で段階評価を行った。この評価(アセスメント)を付けることにより、一人ひとりの技能獲得の仕方を知るようになった。

個々人の技能獲得の仕方の違いを見出したことで、その「身につけ方」に合わせた指導法の確立も必要となった。そこで、各人の現状を把握し、あいまいな評価(アセスメント)ではなく、現実をしっかりとらえたものに徹する。また、一挙にはできるようにならないが、技能の獲得具合をその都度チェック(モニタリング)し、無理のないスマールステップを意識した。こうすることで、難しい項目、やさしい項目といった傾向を承知しながら技能の獲得に努めた。さらに、このプロセスにおいては「人と比べず、一人ひとりを絶対評価で評することで、そこから得られた適正な評価のもとに、適性支援を考えて実践する」ということが重要である。言い換えれば、ここで行った評価に関する作業は、現代の評価方法である「アセスメント、実践、モニタリング、再アセスメント」といったPDCAサイクルそのものであった。

躾とはその字が表す通り、身を美しく保つ作法であり、技術である。その技術向上を図る中で、情緒の安定、意欲付けをはかり、その生活に生きがいを持たせていくことは子供の人格形成にも影響する。つまり、単

に技術の向上だけではなく、より良い人格形成を図ることを目指した。この「生活の躰」に関する評価表は、弘済学園の評価(アセスメント)の始まりであり、以来修正を加えながら今に至る。また、このようなADL(日常生活動作)の手法は、療育にかかわる者が「必ずできるようになるのだ」という気持ちをもって、小さい時期から一人ひとりのわかり方に合わせて教えていくことが必要である。そして、そのプロセスが一人ひとりの人格形成にも有効であり、人間関係の形成においても有効であることを確認した。このような実践の土台となる理念が「円満な人格形成」である。

### 3. 児・者一貫療育体制の整備（昭和30年代後半）

「療育の一貫体制」を目指した昭和30年代前半は、現代に比べ「福祉サービスが非常に乏しかった」という時代背景がある。当時は、児童福祉法の適用年齢を超えると、児童施設を必ず出なければならず、たとえ就労したとしても、アフターフォローをする機関もない時代であった。そのため、このような年齢による退所をこの時代は「涙の18歳」と表現されていた。だが、この障害は18歳で治癒するものではなく、またリハビリテーションで軽減するものでもない。そこで、当時近江学園で部分的に行われていた私的契約を調査し、それを応用した。具体的には財団法人鉄道弘済会が経費負担の一部を担い、保護者に多くの負担がかからぬ私的契約による運営を用いて、一貫療育体制を整備した。

まず、昭和35年(1960年)に、他に先駆けた実践として成人寮を併設した。同年に精神薄弱者福祉法(現在の知的障害者福祉法)が法制化されたが、施行は昭和37年(1962年)からである。法制化前から成人寮の建設に着工していた理由は、大きく三つある。一つは、これからできる法律に基づき成人施設を設置しても、経営主体が財団法人であったため措置費の支給が受けられること。二つ目は、児童施設と同一敷地内に置き、児童施設の延長線上に置いたこと。三つ目は、知的障害者の施設は二階建てを限度としていたにもかかわらず、三階建てにしたこと。つまり、法制に準拠しない実践として、将来的な知的障害児・者施設のモデルになることを意図した。この結果、日向弘済学園の支援の対象は、昭和37年度(1962年度)には児童49名、成人50名の99名となった。

次に昭和38年(1963年)には、国内において最初の通勤寮となるアフターケアセンターを東京都品川区に発足させた。これは、当時イギリスで運営されていた「ハーフ・ウェー・ハウス」をモデルとした。このシステムは、家庭から直接通勤するのではなく、その中間に橋渡しをする寮を作り、家庭と職場で起こる問題の調整をしながら社会就労への定着を図っていくというものであった。国内において通勤寮が法制化されたのは8年後の昭和46年(1971年)であり、このアフターケアセンターも成人寮と同様に法外施設のため経営面での問題はあったが、法人の支援でクリアし運営にこぎつけた。

この一貫体制は、法制化される前から進めたこともあり、当時は成人寮、アフターケアセンター共に法外施設として運営していた。しかしこの先駆的な試みは、知的障害が中・軽度の利用者の意識を大きく変え、社会へ出るための意識が向上し、意欲的になった。そして、社会に出るための自分の在り方を真剣に考え行動するようになった。また、当初の予想をはるかに超えて、重度の知的障害や重複障害のケースの中からも、就労を実現するものが続いた。

このような結果を導き出した要因は、児童施設→成人施設→アフターケアセンターといった一貫体制が整ったことにより、児童福祉法の規定する年齢が実質的な壁にならず、時間的余裕をもって一人ひとりに合わせた適性支援による療育が進められるようになったことであった。

#### 4. 自閉傾向を有するケースの入園と支援体制の整備（昭和40年代前半）

昭和42年(1967年)に、初めて自閉症と診断された児童が東京都の措置児として「動く重度児」と言われて入所した。最初のケースは、プールに服のまま飛び込む、高い所へ登って上手に渡り歩く、紙ちぎりをやたらとするので部屋の装飾が全部なくなるなど、今までの入所児童とは質が違っていた。そのため、どのような対応をしてよいのかわからず、手探りの状態であった。その後、続いて入所してきた同様の児童たちと共に、4名を一つのグループにしたところ、行動の経緯が良くわかり、対応もある程度できるようになった。

しかし、集団としての影響力が弱くなり、グループダイナミクスがうまく作用しないことから、8名の集団に2名の自閉症児を加える形に変更した。その結果、各々の障害特性を把握しながらの日常の展開は、所属集団があり、毎日のスケジュールやプログラムが定まり、かかる職員も一定である、という知的障害の重度のケースと同じ環境の中で同化していった。つまり、構造化の環境が自閉症のケースにも有効であることが確認された。それ以来、入所してくる児童は重度化、重複化、自閉傾向ありのケースがどんどん増えていった。

こうした自閉傾向の方が増える中で、新たな療育プログラムとして、昭和45年度(1970年度)からは、音感治療訓練をカリキュラムに加えて、体育と同様に専任の職員を配置した。当時はまだ、障害児教育に音楽に関する理論や実践が普及していない時期だったが「教育訓練的な角度からの音楽の活用」という視点に立って、その体系化を目指した。内容的には「レコード音楽やピアノ演奏に合わせたリズム運動」「遊び歌などによる模倣運動」「音への興味や関心の表現やテンポを調整してコミュニケーションを図っていくリズム打ち課題」「表現力育成の歌唱課題」「エネルギーの発散やバランス感覚を養うジャンピング課題」「人への関心や社会的ルールの習得を目指した椅子取りゲーム」「他者との協調をねらった合奏」「親子の相互関係を深める母子相互安定課題」などに取り組んだ。中でも、ヘッドフォンを使って母親の声を聴かせ心理的モチベーションを図るなど、これらの課題へのアプローチ方法にも工夫した。自閉傾向のある人の中には、音へのマイナス効果が見られることがあったが、ほとんどの人が活動性の反応が早くなり、能動的な行動が増えるというプラスの効果が大きく出ていた。

このように音感プログラムも体育プログラム同様に、構造化された毎日の継続の中で、自閉症の方も含めて、一人ひとりの活動の質を高めて、感情や情操を育成し、さらには豊かな人格が個性に応じて發揮されることを意図した。つまり「自己実現」をねらったプログラムであり、この実践が一人ひとりの「今の時期」を保障するものとして位置付けた。

#### 5. 療育体系の発展と総合福祉センターの確立（昭和40年代後半）

知的障害児・者への一貫した支援体制のシステムが軌道に乗り、それと共に入所希望者が増加したことを踏まえ、移転を前提に施設の拡張を計画した。その結果、交通の便や職員育成の観点から、地理的条件の良い神奈川県秦野市への移転を決定した。規模に関しては、アフターケアセンターを含めて250名程度を想定し、4階建ての高層建築とした。療育体系としては、早期療育(母子入園)を加え、児童施設、成人施設、授産施設、アフターケアセンターとし、一貫療育体制のラインをさらに充実させる総合福祉センター構想のもと、この拡張計画を進めた。

当時の知的障害者に対する数百人規模のコロニー政策と比較したら、250名は小規模な計画ではあった。しかし、知的障害児・者への療育を一貫した支援体制で行う総合施設を目指し、その名称も日向弘済学園から総合福祉センター弘済学園に変更した。

移転した昭和47年(1972年)10月の定員は、児童施設は49名から120名に増員し、成人(更生)施設は

50名から40名に減員した。加えて母子入園(10組)、授産施設50名を新たに設置してのスタートとなった。母子入園の数を除く入所施設の総合計は210名とした。また、その定員の中には60名の女子寮も設置した。その一方で、品川に拠点を置くアフターケアセンターは15名のままとした。

移転に伴い、新たな事業として加わった母子入園は、年に2回春と秋に3か月を一期間として母と子が月曜日から金曜日まで泊まり込みで「育成の実践を受けるプログラム」とした。そこでは、母に我が子の障害を正しく理解してもらい、その子なりに健やかに育つための育児の実際をつかんでもらうことで、その子が育っていく土台を整えることを目的とした。

また、授産施設の設置は、就労前訓練の意味と共に、重度知的障害者たちの「成人期の生き方」を求める内容とした。当時、児童寮の対象が重度化しており、その延長線上に位置づける意味合いもあった。そのため、下請け作業を契約してくる都度、適切な治具(ジグ)や設定の工夫をして取り組んだ。この種のアイデアは、ケースの特性を知り、作業の目的をとらえ、その接点を創り出すことに注力して進めた。

## 6. 重度化に伴う療育体制の見直しと、くず葉学園の創設による定員の改訂（昭和50年代）

入所する児童の重度化、重複化の傾向は昭和47年(1972年)の移転の際、増員になったこともあり、その傾向はさらに進んだ。特に昭和54年度(1979年度)からは、養護学校教育の義務化の実施に伴い、児童施設入所者の対象児が変わり、重度・最重度で家庭での養育が困難なケース、または、家庭機能が弱くなっているケースが増加した。その結果、一貫体制における授産施設の在り方、学校教育との連携の仕方、さらには重度化したことにより、卒園後も継続して施設支援が適切と考えられる利用者が増えたことに対応する必要性が生じた。

### ① 授産体制の検討

児童施設を母体とする一貫体制ゆえに、当然授産施設の対象も重度化の傾向を見せることになった。そこで、授産活動を「重度者の生きがいのある生活を考える」ことにテーマをおいて再検討した。授産施設としては、工賃算出は必要な視点ではある。しかし、評価において作業量だけではなく、作業態度を重視し、ケースの頑張りがより反映されるような教育的配慮のある工賃算出に修正した。また、設定や治具(ジグ)のより一層の工夫を進めた時期であった。

### ② 学校教育との連携体制の見直し

秦野市移転後も、以前と同じように、秦野市内の小・中学校に園内特殊学級の形で教員の派遣を申請していた。しかし、全員就学の義務化以降は、学校教育対応の検討も秦野市教育委員会、神奈川県教育委員会と共に「話し合いと見直し」を繰り返し進めた。その結果、昭和58年度(1983年度)からは神奈川県立伊勢原養護学校の施設訪問教育を該当させることになった。年度ごとの在籍生徒数によって教員が配置され、学園職員と学校教員が共同で指導を行った。学校教員は日中支援の一部を担う集団として学園組織に入り込む形態をとり、学園職員と共に教育の原点を踏まえた連携がなされた。特に学校教員の積極的行動は、児童の成長の上に大きく関与した。また、その進め方は学園職員とペアを組んで二担任制での集団指導と、日中支援のクラスからピックアップして個別の学習指導をするという二分野を併せ持つ日中プログラムであった。

この訪問教育については、双方の教育観の違いや、勤務形態の違いなどから難しい問題が起りがちであるが、弘濟学園では様々なミーティングの場(担任間、指導職間、管理職間等)を設け、対象児童、生徒を主

体に置きながら、学校側と学園側の違和感を取り除き、理解と協調を図っている。このように、双方の指導者の意識、あるいは指導・教育体制の統一性を持つことは、学校教育との連携を図るための大原則となる。この点については、日向弘濟学園の時代から試行錯誤を繰り返し、それを土台にして、互いを尊重した学校教育との連携を深めている。

### ③ くず葉学園の創設による定員改訂

重度化したケースから見て、継続的な施設支援が適切であったとしても、児童施設を母体とする当園は終身施設にはなれない。あくまでも療育を目標とする場であるため、成人の施設入所が生活の場として適しているケースは、将来はやはり施設入所とならざるを得なかった。そこで、年齢が高くなった利用者の保護者が結束し、昭和59年(1984年)に入所更生施設と通所授産施設を併せ持つ、社会福祉法人かしの木会くず葉学園を創設した。そこへ当園から35名が移った。この年は、他法人でも更生施設ができたこともあり、結果的に全部で50名の新入園を受け入れることになった。そのため、児童施設の定員を120名から150名(神奈川県100名、東京都50名)へ増員した。その一方で、更生施設(私的契約施設)を40名から30名、授産施設(私的契約施設)を50名から30名と減員した。こうすることで入所施設における総合計は210名のままでして、重度・重複化に対応した療育体制の変更を行った。

さらに、この改訂時には、地域福祉対応として授産施設に通所部門も併設した。

## 7. 自閉症児療育の意識化と強度行動障害への取り組み、そして第二種自閉症児施設の併設 (昭和60年代～平成元年代)

### ① 自閉症児療育の意識化について

昭和42年(1967年)に初めて自閉症を合併しているケースと出会って以降、入所する児童におけるその割合は、養護学校の義務化の影響もあり、昭和50年代～平成の時代にかけて増加していった。そのため、知的障害の療育軸の応用だけではなく、より自閉症児療育の在り方を意識して進めた。まずはクラスの編成、プログラムの選定、コミュニケーション展開、スケジュールの組み方、環境の設定などを整理した。

また、従来の実績を検証しつつも、自閉症療育システムの一つであるTEACCHや太田ステージ等も参考にして「コミュニケーションのとり方」と「行動を正しく理解すること」などに重点を置いて研究を進めた。具体的には、一人ひとりの特性を把握した上で「視覚優位を活かすコミュニケーション手法の活用」「行動の背景を分析(氷山モデル等)して方針を持つ」「知覚過敏に対する配慮を的確に行う」「ケースが了解できるアプローチを集約し、安定状態をつくり出す」といった展開を図った。さらに、個々人に応じた形で医療との連携を密に進めた。

こうした数々の実践において、常に自閉症児療育の在り方を意識することが、後に強度行動障害へ取り組む際の土台となった。

### ② 強度行動障害への取り組みについて

昭和63年(1988年)から、財団法人キリン記念財団の助成研究として、「行動障害児(者)研究会」がスタートした。この研究会の中で、強度な適応障害を見せる障害児(者)という意味で「強度行動障害」という名称が命名され、強度行動障害の行動改善への対応の在り方への研究を開始した。また、この研究を療育へ活用することも意識しながら進め、それをまとめたものが、「強度行動障害児(者)研究会:強度行動障害児(者)の行動改善および処遇のあり方に関する研究Ⅰ・Ⅱ」財団法人キリン記念財団(1988, 1989)である。

その後、厚生省の科学研究のプロジェクトに2年間参画したのち、厚生省の強度行動障害に関する研究プロジェクトを担当した。当時の弘済学園飯田雅子園長を中心とした研究班(飯田班)は、(社福)旭川荘と、(社福)侑愛会おしまコロニー(現、ゆうあい)、そして弘済学園の三者での共同研究を行った。この研究プロジェクトは先の「行動障害児(者)研究会」の研究を活用することを意識し、「知的障害者に対する適正な医療、リハビリテーション等の提供に関する研究」、次に「強度行動障害を中心とする支援困難な人たちへの支援に関する研究」というテーマで研究を続けた。どちらも内容は強度行動障害に関するものであり、対象児を易改善群と難治群に分けて分析した。会合の都度、現場職員が実践報告書を提出し、強度行動障害児支援の実践事例を中心とした検討会を重ねる内容で進めた。

また、昭和63年(1988年)から続くこの研究の早い段階で、強度行動障害に関する最初の判定基準となる「強度行動障害判定基準(表)」を作成した。これは頻度と強度という2つの軸で評価するもので、11項目の評価を点数化(1点、3点、5点)し、合計が10点を超えると強度行動障害とした。この判定基準は平成5年(1993年)から始まった強度行動障害特別処遇事業の対象の判定にも使われ、20点以上が当該事業の対象となった。その後、法的な制度は移り変わったが、平成24年(2012年)3月31日まで、加算のための判定基準として使われ続けた。

### ③ 第二種自閉症児施設の併設

前述した通り、養護学校の義務化以降、自閉症を合併したケースや行動障害を呈している入園児が徐々に増えたことを踏まえ、児童入所施設利用のニーズはこの種のところにあると考えた。そこで、強度行動障害の研究をする一方、並行して第二種自閉症児施設の開設に向けて整備を進めた。

自閉症の特性と療育の在り方がわかつてくるにつれ、凄まじいパニックの様相を見せるケースには、環境の調整をしっかり図れる場からのスタートが配慮されねばならなかった。すなわち、先ずケースの現状に対して、できるだけ混乱しない安心できる状況を提供し、その環境をわかって適応できることを実現する配慮である。この条件を療育プロセスとすれば、施設利用をニーズとするような難しさを見せているケースの導入が容易となり、導入時に必要な留意が有効に作用できることが予想できた。その大前提が、ハード面の整備となつた。

当時の行政的な流れでは、児童施設は縮小の方向に進んでいた。しかし、自閉症児療育の基盤を明確にした取り組みがより必要と考え、その情勢に逆らって、神奈川県では最初の第二種自閉症児施設となる「第二児童寮」を平成11年(1999年)4月から併設した。それに伴う定員数は、知的障害児施設150名から130名(神奈川県措置100名から80名、東京都措置50名)、第二種自閉症児施設40名(神奈川県措置のみ)知的障害者授産施設50名(私的契約入所30名から40名、通所20名から10名)に変更した。その際、更生施設30名(私的契約入所)を廃止した。

### ④ 付属診療所の開設

日向弘済学園の時代より、療育支援をする上で、医療との連携を重要視してきた。それまでの連携を踏まえ、平成2年度(1990年度)に「総合福祉センター付属診療所」を開設した。これにより、療育機能と連動させて早期発見、早期療育に向けての取り組みも進めた。また、これまで培ってきた当園の療育能力を活用し、障害のある児童たちが、各々の育ちの時期を保障されながら、ライフサイクルを進んでいく道づくりを、地域福祉との関連で考えていくことになった。

## ⑤ こうさい療育セミナーの開催

日向弘済学園時代は、年間の実践を研究し、それをまとめ「ひゅうが年報」として関係機関に送付していた。秦野市に移転後、創立35周年をきっかけに、研究を公開する場づくりが始まった。「ひゅうが年報」は送付することが主体であったが、それを「公開セミナー」の形態に切り替え、参加者と現場職員との間で、直接のやり取りができる展開を目指した。こうして、平成元年(1989年)より、こうさい療育セミナーを開催した。

このセミナーの開催趣旨は研究を通して、障害児療育についての理解を深め、広くその実践を知ってもらうと共に、職員の知識と技能の向上に向けた人材育成も目的とした。

午前は、参加者はグループに分かれて、それぞれが日中支援の支援中の現場をめぐり、ガイドとして各グループに同行する指導職の職員が、その都度実践の意図や展開方法などについて解説した。午後は分科会に分かれ、担当職員が実践報告を行い、その後に質問用紙を配付し質疑応答をする。さらにアンケートを配付して全般的な質問や当日の感想をいただく、というスタイルで行った。この分科会を担当する職員は、生活領域の職員と日中支援領域の職員が隔年で4年行い、5年目は外部からゲストを招いてのシンポジウムを設定した。このように5年を1サイクルとする形式で開催している。ただし、令和の時代となってからはコロナ禍の影響が続き、現在は感染症に配慮したオンライン開催で進めている。

## ⑥ 地域福祉の展開

この時期には、福祉の動向は施設福祉から地域福祉に移ってきた。当園も入所支援で培ってきた障害児者への適性支援を地域のニーズへ広げていくことが、時代の流れにふさわしいとの認識に立った。そこで、事業としての導入に関しては、昭和61年(1986年)に秦野市との話し合いが始まった。翌年の昭和62年(1987年)には、在宅障害者を支援する事業として「秦野市サービス推進事業」を導入することとなった。この事業は、デイサービス・相談・ショートステイの3つからなる。デイサービスは地域に住む4名に提供し、相談は主に中学(特殊学級)の卒業生の進路相談と訪問相談を行った。ショートステイは、常に秦野市に1床分を確保し随时活用できるようにした。

平成2年(1990年)には「神奈川県在宅精神薄弱児施設利用普及事業」も開始された。これは、在宅児が福祉事務所へ登録をしておくことで、必要に応じて神奈川県下の5つの児童施設が提供する事業であった。具体的には登録者と、登録者が希望する施設側が直接対応し、デイサービス、相談、ショートステイなどの要請に応じるというシステムであった。

この地域展開の開始が、現在行っている地域生活支援関連の各事業形態へと発展している。また、この時にスタートしたショートステイに関しては、その後需要が増し、空床型短期入所事業とした。現在では提供月にもよるが、ほぼ毎日のように利用されるほど、利用頻度が高くなつた。

## 8. 時代のニーズを受け入れるための目標変更とライフステージ・悠トピアの創設

(平成10年代前半)

### ① 時代のニーズに則した目標の変更

平成11年(1999年)に第二種自閉症児施設を併設することで、重度化した児童の増加に対する受け入れ体制を整えた。その一方で、それまでの一貫療育体制に適応できるケースが相対的に減少した。そのため、児童から成人への療育を一貫して進めてきた当園としては、授産施設は継続しながらも、断腸の思いで従来の更生施設を廃止した。結果的に、構想を描いた当時の時代背景に合わせて推し進めた一貫療育体制の幕を閉じ、改めてこの時代に則した適性支援へ目標を変更することにした。

ただし、障害児者一貫療育体制を止め、目の前にいる重度障害児を中心とした療育体制へ大きく方向転換することになったが、療育支援の本質は何も変えてはいない。常に、各人の能力を最大限に発揮させる「能力内自立」と、穏やかなパーソナリティーを育む「円満な人格形成」という二大理念を土台として、対象児一人ひとりに対する「適正評価による適性支援」を時代に合わせた形で実践することとした。

## ② 時代のニーズに則した新たな展開の追加

時代が進む中で障害福祉に関する法体制も整備が続き、福祉サービスも多様化・充実化してきた。この潮流の中で、一施設だけが単独で頑張るのではなく、数多くの同業の仲間と連携し、障害のある子供たち、成人した者たちの人生にかかわる具体的な体制作りに取り掛かった。

まず、入所施設が「第二児童寮」を併設した時期に前後して、この頃から近隣の地域との連携をより深めるという目標を立てた。平成7年(1995年)に秦野市の協力を得つつ、法人の独自事業として「はぐくみ教室」を開始した。これは近隣地域に在宅している障害児を招き、月に1回、土曜日に午前と午後の2つのグループに分けて開催した。その内容は、弘済学園の体育館やプール、グラウンドを活用して家族で楽しめるひと時を提供するというものである。在宅であっても、子供の行動を気にして遊びに出かけられない家族や養育に不安がある家族、普段はかかわる時間の少ない父親との交流の場として、兄弟も含めた参加形態を提供し、その中で療育に関する相談にも応じた。

次に、平成10年(1998年)に弘済学園グループホーム「悠ホーム(定員4名)」を開設した。このグループホームは、アフターケアセンターの機能を踏まえた就労継続を目標としたものである。弘済学園内の家族宿舎で体験的訓練し、その評価(アセスメント)により、適性支援の可能性を確認したのちに開始した。対象は園内で事業展開する株式会社弘済整備(現、株式会社JR東日本環境アクセス)で清掃業に就いた元利用者4名である。この一般企業と学園の連携は、現在も続いている。

さらに、昭和62年(1987年)に開設した通所部門は、平成12年(2000年)から「デイケア事業」として、秦野市を中心とした近隣から16名が通う通所支援を展開した。その後、平成19年(2007年)から「弘済学園デイケアセンター」という名称に変更し、生活介護事業を展開した。通所する人たちに会って、在宅の良さを知られ、できるだけこの姿が実現できればと願ってしまう。そうした思いは一方で、入所を選択せざるを得なかった重度の人たちへの適性支援を、より深めねばならないという使命感にもつながった。

地域連携は拡大されて行かねばならない機能である。そのためにも、障害児の支援を専門とする障害児入所施設は、所在地域の基幹施設としての役割を意識し、地域福祉の向上にも寄与する存在になる必要がある。地域生活のニーズを支援する事業の拡張は、入所施設としての価値や使命を、改めて気づかせてくれるきっかけにもなった。

## ③ ライフステージ・悠トピアの創設

社会福祉基礎構造改革により支援費制度が導入される節目に合わせて、平成15年(2003年)にきょうだい施設となる、社会福祉法人悠々俱楽部ライフステージ・悠トピアが創設された。これは、昭和59年(1984年)に設立した社会福祉法人かしの木会くず葉学園と同様に、弘済学園の保護者有志が弘済学園の延長線上での療育の実現に向けた施設づくりであった。経営主体は別々であるが、新たな成人期につながるラインとなることを期待して、今回は弘済学園の同一敷地内に鉄道弘済会が土地を無償貸与し建設した。

初代の理事長には、当時の鉄道弘済会会长の三坂健康氏。初代施設長には弘済学園前園長の飯田雅子氏が就任した。ライフステージ・悠トピアの施設機能は更生入所60名、通所20名、短期入所5名の定員で、弘済学園体育館の横の高台に生活棟と作業棟の二つを設置した。

ライフステージ・悠トピアの創設に伴い、神奈川県下の児童施設の過齢児の移行が行政より図られた。その結果、弘済学園の児童、および私的契約利用者を併せて35名が異動した。

## 9. 法制度の改正に対応するための事業形態の転換期（平成10年代後半～20年代前半）

平成15年(2003年)の支援費制度、平成18年(2006年)の障害者自立支援法、平成25年(2013年)の障害者総合福祉法、さらには平成9年(1997年)以降、特に重要な改正だけでも10数回にも及ぶ児童福祉法の改正に対応する必要が生じた。

この時期は、それまで行ってきた事業内容を吟味し、時代に合わせた事業形態を取り入れつつ、その展開を整えるための転換期となった。そのため、入所支援のみならず、それ以外の各事業も含めて法に合わせた機能強化を検討することになった。その際、時代の変化に対応しつつも、目の前にいる障害児一人ひとりに対して、より良い適性支援を行うための体制整備を考慮することに注力した結果、この時期に整えた各事業が、現在の体制の基礎になった。

### ① 法改正に伴う入所児童の傾向

新たに当園を利用する児童の傾向に、それまでとは違う変化を見せ始めたのが、平成15年(2003年)である。社会福祉法人悠々俱楽部ライフステージ・悠トピアの創設で35名が異動したことに伴い、その人数分の新入園を受けることとなった。その際、児童相談所で選考会議がもたれ、神奈川県における児童施設対応の指針に基づいた選考が行われた。そこで行われた選考の視点は「児童養護施設からの移籍」「他の知的障害児施設からの移籍」「在宅で養育に困難を来たしているケースの受け入れ」の3点である。その結果、知的障害軽度の児童たちと出会うこととなった。こうしたニーズは、日向弘済学園以来であり、30年余り障害の重度・重複・自閉といった方がほとんどであったため、改めて意識して出会うこととなった。

また、平成16年(2004年)に施設訪問教育対応が、秦野市内の神奈川県立秦野養護学校(現、神奈川県立秦野支援学校)に移管され、連携の強化が図られた。その後、入所する障害児の様相も多様化し、難しさも加わっている感はある。しかし、こうした傾向に合わせた生活環境を整えながら支援した。日中支援においても、強化された秦野支援学校との連携を軸に、障害の度合いや種別にかかわらず、一人ひとりを尊重した支援を意識した。

その後、平成24年(2012年)の障害者自立支援法および児童福祉法一部改正への対応として、弘済学園は障害児入所施設の単独維持を選択した。知的障害児施設「児童寮」および第二種自閉症児施設「第二児童寮」については、いずれも「福祉型障害児入所施設」となった。その際、授産施設と一部の機能を残していたアフターケアセンター、および成人の短期入所事業を廃止した。

### ② 地域生活支援の体制の整備

平成12年(2000年)から続けていたデイサービス事業を、平成19年(2007年)より名称を「弘済学園デイケアセンター」として展開することにした。対象を地域在住の重度・中度の障害者として、活動内容は基本的には園芸作業を中心に組み立てた。

平成22年(2010年)には、近隣にもう一つグループホーム「夢ハウス」を設置したが、その後、施設の敷地に隣接するグループホームの建物を2棟建設した。当初、弘済学園の卒園者を中心に展開したが、徐々に利用者の大半が地域からの入居者となり、近隣のグループホーム利用者にも、新しく建てたグループホームへ転居してもらった。グループホームが本園の建物に隣接しているメリットを活かし、就労先と弘済学園デイケ

アセンターとの連携をさらに強化した。

平成23年(2011年)には、児童デイサービスと放課後支援を開始した。この事業は支援学校や支援級に通う地域児童に対し「午前は個別支援・午後は放課後支援」という形態で展開し、障害児相談の機能も加えて、地域生活支援の拡充を図った。

### ③ 地域移行支援

平成24年(2012年)に、児童寮・第二児童寮共に「福祉型障害児入所施設」を選択したことでの利用者(過齢児)は移行先を探す必要が生じた。当時の弘濟学園に在籍する過齢児は、児童寮、第二児童寮合わせて100名近く在籍していた。その大半は、一貫療育体制を敷いていた際の利用者であり、年齢的にも30歳以上の方も多数いた。

国が示した過齢児の移行期間は平成30年(2018年)3月であり、そこを目指して地域移行支援を開始した。当初は、生活パートの各指導職が、それぞれに所属する過齢児の移行に携わっていた。その後、地域移行支援の窓口を一本化し、より適切な地域移行支援を行うため、平成27年(2015年)には法人独自の事業として「地域移行支援室」を設置し、専属の職員3名体制で地域移行支援を進めた。神奈川県が進めた過齢児等移行調整会議に参加しつつも、移行先の選定は神奈川県と東京都以外の他府県も含めて各地域への移行支援を行った。

その一方、全国、特に都市部に数多くいた過齢児の移行問題に対しても積極的に携わった。その際は、国立秩父学園の地域移行支援室と連携し、関東地区児童施設連絡会(会長:国分寺学園 山中徹弥氏)において、行政への働きかけを繰り返した。また、学園内においても平成29年(2017年)11月に、地域移行支援の対象者と関係のある神奈川県下の児童相談所や市区町村の福祉司らに集まっていたとき、地域移行支援の具体的な進め方に関する説明会を開催した。内容的には移行状況の実態説明、移行支援面談(保護者不参加時は移行支援会議)の進め方「①学園での近況、②保護者の希望や将来の描き、③移行支援の現状確認や今後の移行支援の進め方、④面談後関係者とご本人との面会」などの協力を依頼した。さらに、平成30年(2018年)5月には、厚生労働省社会・援護局の障害児・発達障害者支援室と地域生活支援推進室から6名が地域移行支援に関する視察に来園された。その際には、平成24年度(2012年度)から年度単位でまとめた移行支援の実態報告も行っている。

国が示した過齢児の移行期間はその後も延長されたが、地域移行支援室は令和3年(2021年)3月で廃止した。国が示した移行期間中に、新たに過齢児になった方も含め、対象者の大半の移行は完了した。しかし、それでも移行先が決まらない対象者も残っていたのが実態であり、その方たちへの移行支援は現在も継続している。また、新たな地域移行支援対象者への支援もその都度、こども家庭庁が提示した形態に沿って行政機関等と連携して進めている。

## 10. 各事業の機能強化と現在の運営体制（平成20年代後半～現代）

平成24年(2012年)に障害児入所施設の単独維持を選択して以降、利用している過齢児の方々の適性を考慮しながら、より良い次のステージへの地域移行を進めた。また、過齢児の減少に並行して、児童に対する療育支援の組織的な枠組みも改めて検討した。つまり、福祉型障害児入所施設としての専門性の強化だけではなく、地域生活支援の各事業の機能強化も考慮した組織の再構築を図った。

現在の弘濟学園における運営体制は以下のようになっている。

## ① 福祉型障害児入所支援事業

平成29年(2017年)に入所施設の定員を「児童寮80名。第二児童寮30名」に改訂した。この理由は、過齢児の地域移行に伴い、入所施設の定員を減員して児童施設に特化した入所支援体制を強化することになった。運営体制も「契約による入所」を主体とし、措置の対象とならない重度・最重度の知的障害や、発達障害を合併している児童たちを積極的に受け入れている。

その理由は、家庭での療育が困難を来たしても、保護者がいて、なおかつ虐待などの不適切なかかわり方をしていなければ、たとえ重度・最重度の障害あっても、基本的に措置認定はされにくい。しかし、課題性の高い子供に対して、一生懸命かわればかわるほど保護者は疲弊してしまう。中には、身体も心も病んでしまう保護者もいれば、兄弟の絆にひびが入る場合もある。「子供は大切だ、しかし、同じように他の家族も大切だ」という厳しい葛藤の中、入所をさせるべきか否かを悩みながら、当園を訪れる方はとても多い。こういう方たちの受け入れ先としての使命感が、契約入所が主体となる理由である。

こうした経緯を踏まえ、入所された後は理念に沿って「保護者と一緒に成長を育む」という療育支援を進めている。常に保護者との連携を図り、家庭復帰や家庭機能の回復を目指しつつ、子供の将来に関する保護者の希望を汲み取れるように、話し合いの場を多く持つようにしている。保護者との具体的な連携として、月一回の父母の会の開催、毎週末の土日の面会日の設定、保護者の実習や参観、日中支援クラスと生活領域のクラスによる隔年の親教室、その他季節ごとの行事等できるだけ保護者が来園する機会を設けている。こうした機会ごとに、コミュニケーションを深めることで、保護者と弘済学園が両輪となって、療育していくことを大切にしている。

ただし、時代背景もあるのか、近年の傾向としては一時保護の児童を常に複数名受け入れている現状がある。それと共に、徐々に軽度の児童や措置児童が増える傾向も見受けられる。重度・最重度児と軽度児の割合、契約児童と措置児童の割合は共に同じ傾向を示し、おおよそ7:3の割合で推移していた。しかしながら、近年は、それぞれが6:4の割合に近づいている現状がある。また、近隣地域からの短期入所利用児も増加傾向にあり、長期休み期間を除いて、ほぼ毎日1~3名の短期入所の児童を受け入れている。

## ② 地域生活支援(児童支援)

平成25年(2013年)に障害児発達支援事業と放課後等デイサービス事業に分離し、地域在住の障害児の早期療育と療育相談、放課後の生活支援へと発展させた。地域における障害児支援の一助となれるよう、それぞれの機能強化を進めている。

まず、児童発達支援事業は平成28年(2016年)にセンター化し、児童発達支援センター「すきっぷ」を開設した。また、平成31年(2019年)4月より親子通園も導入し、地域の早期療育機能を強化した。現在は3グループ各10名ずつの定員30名で早期療育を展開している。また、子育ての悩みを抱える母親やその家族に寄り添い、障害知識や課題行動の見かた、考え方を多角的にお伝えしている。対象児は現在、1歳児から5歳児となっている。

平成28年(2016年)に放課後等デイサービス事業を多機能型の地域生活支援センター「わくわく」とし、保育所等訪問支援事業と障害児相談支援事業所を加え、3事業での展開とした。令和6年(2024年)4月より、それぞれの名称を放課後等デイサービス「わくわく」、保育所等訪問支援「ダカーポ」、障害児相談支援「こども相談室ひなたぼっこ」と変更し、現在に至っている。

放課後等デイサービス「わくわく」は、毎日2グループ各5名ずつの定員10名/日、で展開している。弘済学園の体育館やグラウンド、プールを活用した動的プログラムと室内での静的プログラムをバランスよく組み立てている。また、一か月に一回、レクレーション・デーの土曜日を設定し、「サタデークラブ」を催して、体験学習

的な過ごしの時間も提供している。

保育所等訪問支援「ダカーポ」は2名の職員体制で、現在、幼稚園1名、保育園1名、小学生19名、中学生3名の合計24名の訪問支援を行っている。

障害児相談支援「こども相談室ひなたぼっこ」は、専属2名の職員を中心に展開している。その他にも5名の資格保持者の職員が、他の業務と兼務しながら一部の相談支援を担当して、相談機能を強化している。現在、契約している幼児・児童は、未就学児11名、小学生37名、中学生8名、高校生1名の合計57名となっている。

ちなみに送迎形態としては「すきっぷ」は保護者が毎日送迎を行っている。また、「わくわく」は一部を除いて、基本的には学校へのお迎えは弘濟学園が行うが、帰宅時の迎えは保護者が行う形態で進めている。こうすることで、必ず日々保護者と学園職員が直接伝達しあうコミュニケーションの場を設け、その連携を密にすることにしている。

### ③ 地域生活支援(成人支援)

成人対象の通所事業は平成19年(2007年)に、その名称を「弘濟学園デイケアセンター」とし、その後、障害者総合支援法に基づき、平成25年(2013年)からは生活介護事業として展開した。また、平成31年(2019年)3月には多機能型に変更して、生活介護15名、就労継続B型15名の計30名定員とした。現在もこの定員で運営している。比較的広い敷地を利用した園芸を主とする作業種は、動的プログラムの割合も多く取り入れられることから、地域に住む18歳以上の重度の方に多く利用していただいている。

生活介護事業は、毎年40～50品種の花の育成、管理、販売を季節ごとに組み立てる。花はその育成過程において、成長が視覚的にとらえやすく、重度の方の作業意欲や自信を引き出す上でも有効な適性作業として取り入れている。また、出荷においては、地域からのボランティアと共に、秦野市役所や市内の大きな公園等の植栽も行っている。

就労継続B型事業では、無農薬で20種類以上のハーブを育成し、それを乾燥させてハーブティーに加工して、販売を行っている。完成した商品は純国産ハーブティーとして販売している。このハーブに関する育成・加工・販売の一連の生産工程は、外部企業と契約し、専門家にコンサルテーションをしてもらう形態で展開している。

グループホームは、現在定員4名の「夢ハウス」と、定員5名の「咲楽ホーム」の2か所で運営している。また、令和2年(2020年)に「グループホーム短期入所」定員1名を併設し、ほぼ毎日稼働し、地域在住者のレスパイト的な支援と、退所した元利用者のアフターフォローを行っている。

「夢ハウス」は、家庭事情等で自宅からの就労継続が難しい方が利用している。就労先は(株)JR東日本環境アクセスの弘濟学園営業所と小田原駅営業所に通勤している。ここでは個々人の生活を援助し、少しでも長く働くように就労先と連携しながら、就労継続支援を中心に行っている。

「咲楽ホーム」も就労継続支援を行っている人も利用しているが、生活介護事業所へ通所している方も利用している。この方たちは「家庭生活を少しでも長い期間維持できる力を身につけたい」と希望する重度の方で、一定期間入居していただき、生活習慣や技能を身につける訓練的なサービスを行っている。在宅生活において、特に20歳前後から、入浴や食事など保護者が対応しにくくなる部分や、生活リズムが乱れることが増加する場合が多くある。グループホームを活用することで、こうした生活技能を獲得し、生活習慣を整えながら自立度を高めた上で、改めて家庭生活に戻るというプロセスを提供している。そのため「咲楽ホーム」は夜勤者を配置して、ナイトケアの充実を図っている。

## II. これからの課題

いつの時代にあっても、常に我々は「目の前にいる子供たちにとっての適性支援を考えること」に重きを置いてきたが、これからも課題としてとらえるべきものは少なくない。また、福祉を取り巻く環境も足早に変化している。こうした変化の中から、今後の療育支援や運営において「新たな方向性を導き出したい」と考える課題を抽出する。

### 1. 福祉ニーズに答えるステージでの課題

#### ① 入所を希望する児童の実情

現在の運営体制の項でも触れたが、現在契約入所と措置入所の割合、重度・最重度と中度軽度の割合が、共に7:3の比率から6:4に近づいている。また、措置入所のみならず一時保護児の受け入れ件数も増加している。こうした現状により、長期の契約入所を希望し選考面接を受けられても、なかなか入所できない状態となっており、現在は40名近くの方が待機し、長い人では2年近くお待ちいただいているのが実情である。

また、当園の入所定員の総数は110名である。内訳は児童寮と第二児童寮を合わせると、神奈川県籍が定員85名で、それ以外に児童寮には東京都籍の定員が25名となっている。しかし、待機している児童の多くは神奈川県籍の児童である。その理由の一つとして、神奈川県の場合、集中療育制度という中期的な有期限の入所制度があり、施設利用した後は家庭に戻ることを目的とした利用が含まれているため、待機児童が多くなっているというのが現状である。一方、東京都籍は地理的な影響もあり、常に空床がある状態ではあるが、その分、過齢児の方が長期短期入所、いわゆるロングステイで利用している。この影響で、東京都籍の児童は、過齢児の総数を見越した注意を払いつつ受け入れる必要が生じる。

特に、当園の近似値集団による適性支援を基本とした療育体制においては、長期入所でお預かりする以上は、希望する方それぞれにあった近似値集団の枠が空かない、受け入れが難しい状況である。そのため、寮籍数や過齢児数のバランス、さらにはクラス編成を吟味しつつ、新入園の受け入れ体制に柔軟性を持たせることは、今後も継続した課題となる。

#### ② 児童発達支援センターの機能強化

児童発達支援センターは、弘済学園の中では後発の事業である。そのため、開所以降、実践に重きを置き、心理職も配置しながら進めてきた。今後は、その実践を深めながらも、地域生活を支援する総合的な療育支援体制を整える必要がある。特に、近年増加が著しいニーズとしては、相談関連の対応や、計画相談等が挙げられる。これらに関しては、行政組織との協力体制の整備が重要となる。そのため、保育所等訪問支援事業と相談支援事業を含めた、総合的なセンター機能を整える構想を描き、より強化された体制作りが現在の課題となっている。

また、後発であるがゆえに、もともとあった建物を利用した環境であるため、小さい園児用の手すりやトイレの設置など、修繕を加えて、階段の段差を小さくすることやトイレの数を増やすことは難しい。こうしたハード面は支援の修繕で補える部分にも限界がある。そのため鉄道弘済会の法人本部と共に、より良い早期療育の環境整備を進めることも課題となる。

## 2. 福祉サービスを提供しているステージでの課題

### ① 学校教育とのさらなる連携

現在、訪問教育を通して神奈川県立秦野支援学校とは、お互いの理念を分かち合いながら、信頼関係を持って連携している。毎月、学校学園連絡協議会を設け、共に教育にかかる児童の学習状況や生活上の状態を確認し、その内容を吟味している。また、高等部年齢から当園に入園した生徒に関しては、入学選考を経て入学した地元の支援学校高等部が、ケースカンファレンス等へ参画し、協力体制を維持している。特に、家庭に帰省した際は通学したり、放課後等デイサービスを利用したりして、家庭生活を組み立てる上でも大きな手助けとなっている。

しかし一方で、訪問教育は義務教育期間に行われる制度であるため、小・中学部年齢で当園へ入園した児童は、義務教育年齢が終了するとその時点でもう学校教育は受けられなくなる。しかも、学籍がなくなることで、必然的に放課後等デイサービスなどの福祉サービスも帰省した際は、受けられなくなってしまうのが現状である。

家庭生活や通学で挫折したり、生活上の誤学習を多くしてしまった重度障害児にとって、24時間体制はとても有効であり、物理的に混乱した環境を転換させ、再学習に挑戦できる。そして、家庭への帰省期間を目的的に活用し、家族で過ごす時間を作り、親子関係を修復し、在宅生活維持の訓練を行うことで、家族関係の再構築や、家庭復帰を目指す方も多くいる。しかし、帰省中に通学ができない重度の高等部年齢の方たちには学校教育を受けられる手立てが現状はなく、それと共に帰省中に使える福祉サービスも限られてしまう。こうした状況は、行動障害により家庭から外に出られず、引きこもりの状態のため入学選考を受けられない在宅生活の方も同様であろう。

保育所の待機児童問題の解消や、高校の無償化などが徐々に広がりを見せ、行政的な面も少しずつ見直されている昨今である。しかしその一方で、障害児入所施設に在籍している児童たちの中には「義務教育以降の学校教育を受けることができない児童が、少なからず存在する」というのが現実である。

当園を利用する方は、様々な理由で学校生活が続けられなくなった方が多い。スクールバスに乗れなくなり通学をあきらめた方や、楽しい行事のたびに状態が崩れてそれに参加できなかった方も多い。さらに家庭生活や親子の過ごしにおいても困難を極めた方が入所されている。こうした方たちの保護者たちは、子供が生まれてから数多くのことをあきらめざるを得なかった。このような状況にあった人たちが、入園した後も、15歳から18歳までの教育を「また、あきらめなくてはいけない」という状況に直面し、寂しさや悔しい思いを抱かれる。現状においては、これを改善する手立てはないが、これからも長く続く大きな課題と認識している。

### ② 保育所等訪問支援事業の将来を描く

児童発達支援事業の機能強化でも少し触れたが、保育所等訪問支援事業は地域の学校に障害児支援を専門とする人材がコンサルテーションを進めるという点で、その意義はとても大きい。一つの例として、アメリカのノースカロライナ州におけるTEACCHプログラムの中には、障害に関する専門組織が学校でコンサルテーションを行い、障害児個々人のために教育と福祉が両輪となって連携する体系が組み込まれている。言うまでもなく保育所等訪問支援事業は、ここまで大きな仕組みではない。しかし、教育と療育(福祉)が共に一人の障害児を育てるということは、本人のみならず保護者の大きな支えにもなる。この事業は、これからもっと広がっていかねばならない事業であると考えられる。

しかしながら、この事業の実践に自信をもって携われる人材が少ないということもあり、保育所等訪問支援事業は手を出しにくいという話を聞くことがある。一般的には、膨大な業務内容のわりに報酬単価が少ない

点がクローズアップされがちであり、確かにそれも一因であるとは推察できる。しかしそれ以上に、この事業に携われる人材は、療育支援の豊富な経験による知識と技術、さらには学校教育の理解者でなければ、本来求められる成果は上げられない。こうした事業に携わる人材が何らかの形で選抜され、報酬単価が向上すれば、この事業は大きな成果を上げるかもしれない。

当園でもこの事業に携わる人材は限られているが、この事業を継続させることはとても意義がある。法人組織の経済的体力の範囲内の人員配置とはなるが、児童発達支援センターの機能強化の一環として、将来に向けて継続性のある体制を整えることも課題となる。

### 3. 次のライフステージにつなぐためのステージでの課題

#### ① 地域移行支援の実態

家庭復帰が困難な重度・最重度知的障害、さらには強度行動障害や重い発達障害の方々は、今も移行先を探すのは、決して容易なことではない。現在、当園には定員の約1割の方が過齢児となっている。その中には、過齢児の移行対策が始まった平成24年(2012年)の過齢児移行調整のリストに名前が載っていた方も含まれたままである。当時のリストは過齢児だけではなく、平成30年(2018年)3月に18歳となる小学6年生年齢が下限年齢であった。おそらくこうした地域移行に関しては、当園だけの課題とは言えないであろう。

しかしながら、移行対象となる方や保護者の希望は様々である。そのすべてに応じることは難しいが、できる限りの支援が求められる。それに対して、地域にある社会資源の格差、地域によって行政機関の連携の仕方や考え方の差異、地域の相談支援体制の格差など、それぞれの実情に即して対処せねばならないことも数多くあるというのが、現状の地域移行支援の実態である。そのため、今後も地域移行支援においては、各地域とのさらなる連携の構築が課題となる。

#### ② 移行支援対象児とその保護者への支援の進め方

現在、当園には過齢児11名、高等部3年生年齢4名、2年生年齢12名、1年生年齢12名が在籍している。彼らに対して、移行先での生活をイメージした支援は有効な面もあるが、それを意識しすぎると、今、彼らが必要とする支援や視点を見失ってしまう。特に重度の方や行動面に課題のある人たちは、常に現在行っている適性支援を軸にした、無理のない範囲内で、将来に向けた支援を加える進め方が望まれる。言い換えれば、多くのことに配慮し、現在の安定した姿の実績を積み重ねることが優先されるべき支援であり、それを確実にすることが何よりも移行に役立つという点が重要である。

また、移行に不安を抱かれる保護者には、面談や移行支援会議などを通じて、先ずは現在の学園生活での姿を軸にして、将来を考えていただくことが大切である。そして今の姿を共有し、そこから移行支援を進みたい。そのためにも、協力機関とできる限りの連携を図り、安心できる次のステージへ送り出すことが重要な課題となる。

さらに我々は18歳を超えても移行先が決まらない方たちのために、最後のセーフティーネットとしての役割も担っている。こうした配慮をすることで、保護者の不安を取り除きながら、安心と希望をもって地域移行に取り組めるようにすることも、児童入所施設としての大切な責務と考える。

### III. まとめ

福祉の世界の大きな目標は「共生社会の実現」である。この目標に向けて我々は「共感・共育・共生」という大きな福祉理念を礎として、中村健二元園長が道を創り、それに続いた飯田雅子元園長たちの実践から、昭和30年代前半に子供たちの療育支援における二大理念を確立した。それが「能力内自立」と「円満な人格形成」である。

我々は、常にこの二大理念に基づいた適性支援を考え、それを実践してきた。確かに、時代背景や法制度により、主となる児童の障害の質やその度合いなどは変化したが、弘済学園の療育支援は、常に、二つの理念を拠り所とし、それに基づく適性支援を繰り返し続けた72年だった。この繰り返しこそが、理念の継承にはとても重要であると実感している。

そして、理念に基づく適性支援の骨格は、次のようになる。

- 「褒める・認めるといった賞賛により能力を引き出し、絶対評価で自信を育む支援」
- 「子供に寄り添いながら、一人の人として尊重し、穏やかなパーソナリティーを育成する支援」
- 「健康で精神的な安心安全のための生理的三原則を整える支援」
- 「繰り返しによる体得からの理解を深め、スマールステップで技能の巧緻性を高める支援」
- 「分かりやすい環境(構造化)の中で自主性・自立性を育み、次につなげる支援」
- 「近似値の仲間とのグループダイナミクスで、人への思いやりや協調性を育む支援」

これらを支援体系に取り込み、そこから個々人に合わせた適性支援を考察し、実践に落とし込む。この進め方を一貫して継承してきた。時代背景や法制度の変遷に左右されることなく、「理念を土台とした適正評価による適性支援の実践」に裏打ちされた療育支援を繰り返していくことが何よりも大切であり、理念の継承へつながる。

そして日々の実践において、支援者としての我々は、自分たちが持つ療育理念を確固たるものとして、その思いを子供たちに注ぎ込まなければならない。お預かりしている子供たちの人生が、その人らしく、生き生きとした豊かな人生となるよう、その成長に責任をもって実践に取り組むことが重要となる。

療育支援において「能力内自立」と「円満な人格形成」を常に念頭に置き、これを継承していくことが、弘済学園のさらなる将来の描きにもつながると考えている。今の20代30代の職員が28年後に迎える創立100周年においても、弘済学園の二大理念はしっかりと継承されていると確信している。